

八王子市地域生活支援拠点等としての支援機能を担う事業所登録届出書

令和 年 月 日

八 王 子 市 長 殿

【届出者】

所在地	
事業所名	
代表者名	印
電話番号	

八王子市の地域生活支援拠点等の支援機能を担う事業所として、下記のとおり届け出ます。

記

届出区分	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 廃止		
事業所名称			
事業所所在地	〒 ー		
事業所電話番号		事業所担当者名	
事業所番号			
事業種別			
地域生活支援拠点等 として担う機能	☐ 相談 ☐ 緊急時の受入れ・対応 ☐ 体験の機会・場 ☐ 専門的人材の確保・養成 ☐ 地域の体制づくり		
備考			

※ 注意事項 変更後の運営規定の写し（届出事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、各種機能を実施することを規定するもの）を添付すること。

----- 市 記 載 欄 -----

【登録年月日】

令和 年 月 日

市受付印

地域生活支援拠点等が担うべき機能

◆ 相談の機能

想定される事業種別： 計画相談支援、障害児相談支援

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

◆ 緊急時の受け入れ・対応の機能

想定される事業種別： 訪問系サービス※1、自立生活援助、地域定着支援、短期入所、日中系サービス※2、重度障害者等包括支援

常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

◆ 体験の機会・場の機能

想定される事業種別： 日中系サービス、施設入所支援

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

◆ 専門的人材の確保・養成の機能

想定される事業種別： 全種別

医療的ケアが必要な者や行強度動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した 障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

◆ 地域の体制づくりの機能

想定される事業種別： 計画相談支援、障害児相談支援

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進する機能

※1 訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護をいう。

※2 日中系サービスとは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（養成含む）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援をいう。